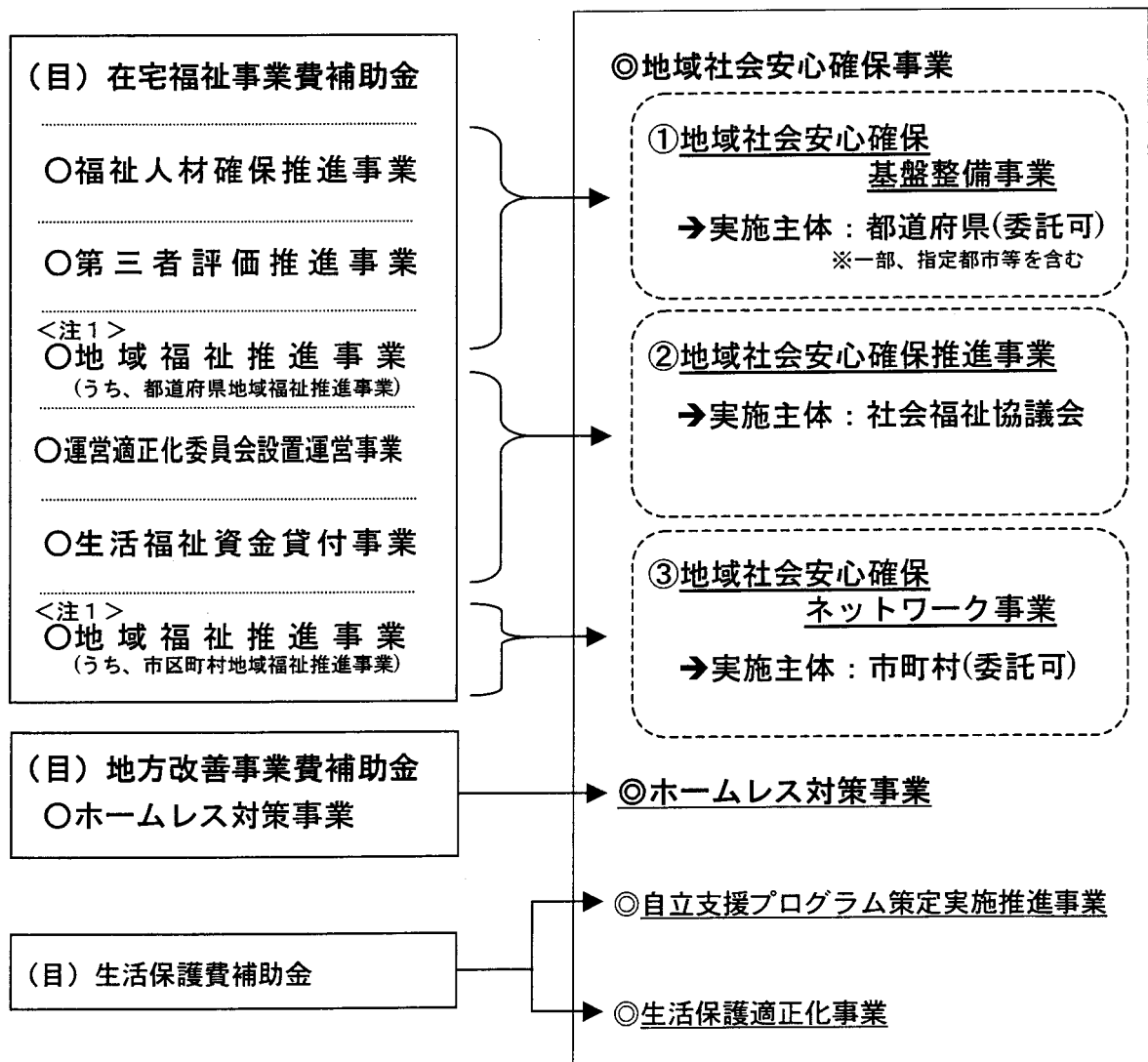


地域福祉推進事業等の統合補助金化（セーフティネット支援対策等事業費補助金への統合）について

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立に向けて、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等を行うことにより、地域社会におけるセーフティネット機能の整備を図るとともに、ホームレス対策を実施する。

16年度＜既存の補助金＞

17年度＜セーフティネット支援対策等事業費補助金＞



<注1> 地域福祉推進事業のうち「都道府県地域福祉推進事業（地域福祉権利擁護事業、ボランティア振興事業を除く）」については都道府県・指定都市へ、「市区町村地域福祉推進事業」は市町村へ、それぞれ実施主体を自治体へ変更（委託可）。

福祉基盤課予算(案)の概要

事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予 算 額(案)	差 引 増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
I 福祉サービスの質 の向上等				
1 補助金改革による施 策の推進	931,321	—	(△931,321)	
(1)福祉サービスの第三 者評価・苦情解決事業	342,934	〔セーフティ ネット支援 対策等補助 金(保護課) に統合〕	—	1 福祉サービスの第三者評価事業 ・ 都道府県における第三者評価機関の育 成支援、評価調査者の養成研修及び全社 協における評価事業者普及協議会、指導 者養成研修等を実施
(2)福祉人材確保推進 事業	418,365	〔セーフティ ネット支援 対策等補助 金(保護課) に統合〕	—	2 運営適正化委員会における苦情解決事業 ・ 都道府県における運営適正化委員会の 設置及び事業所段階における第三者委員 を対象とした専門研修会等を実施 福祉人材確保推進事業 ・ 都道府県福祉人材センター運営事業 ・ 介護福祉士等修学資金貸付事業
(3)福祉経営指導事業	170,022	〔一般財源化〕	—	
2 福祉に携わる人材の 資質の向上等	825,382	818,778	△6,604	1 中央福祉人材センター運営事業費 60,945千円 2 福利厚生センター運営事業費 163,557千円 3 社会事業学校経営委託費等 (日本社会事業大学) 527,270千円 4 社会福祉職員研修センター経営委託費 (中央福祉学院) 58,302千円 ・ 社会福祉士養成のための実習指導者特 別研修事業の創設 5 福祉サービスの第三者評価・苦情解決事業 (全国社会福祉協議会分) 8,704千円

事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予算額(案)	差 引 増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
Ⅱ 社会福祉施設に 対する支援				
1 社会福祉施設等施設 整備費 (参考)	130,351,000	10,127,900 (113,421,900)	△120,223,100 (△16,929,100)	※()書きは、「地域介護・福祉空間整備 等交付金」及び「次世代育成支援対策施設整 備費交付金」を加えた額である。 ※16年度予算額には、待機児童解消の緊急整 備分150億円(16年度限り)を含む。 社会福祉施設等施設整備費 10,127,900千円 ・ 障害者関連施設及び保護施設等の整備の 推進 ・ 公共工事コスト縮減や建築単価の動向等 を総合的に勘案し、補助基準単価を改定
○地域介護・福祉空間整備等交付金 17' 予算額(案) 86,590,000千円 高齢者関連施設及び一部の障害者関連施設について創設 (老健局) ○次世代育成支援対策施設整備費交付金 17' 予算額(案) 16,704,000千円 保育所等の児童関連施設について創設 (雇用均等・児童家庭局)				
2 社会福祉施設等設備 整備費	1,840,593	(廃止)	△1,840,593	
3 社会福祉施設の運営 【措置費】 (参 考)				
措置費(社会・老人・児童・障害)の合計				
区 分	16' 予算額	17' 予算額(案)	差引増△減額	
	千円	千円	千円	
社会分	27,731,422	27,401,669	△329,753	
老人分	56,728,003	0	△56,728,003	
児童分	339,411,860	352,920,546	13,508,686	
障害分	82,402,780	83,460,306	1,057,526	
計	506,274,065	463,782,521	△42,491,544	
(注) 養護老人ホーム等保護費負担金を一般財源化				

事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予算額(案)	差 引 増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
Ⅲ 独立行政法人 福祉医療機構	39,683,676	42,244,372	2,560,696	
1 運営費交付金	4,650,689	4,648,640	△2,049	1 一般勘定 3,918,389千円 2 共済勘定 730,251千円
2 社会福祉事業施設等 貸付事業利子補給金	15,049,102	15,731,146	682,044	1 貸付原資の確保 貸付契約額 4,538億円→4,643億円 資金交付額 4,318億円→4,679億円 財政融資資金 3,467億円→3,697億円 自 己 資 金 851億円→ 982億円 (うち財投機関債 300億円→ 790億円) 2 福祉貸付の条件改善 元金償還の据置期間(2年以内)の導入等 3 医療貸付の条件改善 マンモグラフィ(乳房断層撮影装置)の 特例貸付
3 社会福祉施設職員 等退職手当共済事業 給付費補助金	19,983,885	21,864,586	1,880,701	給付予定人員の増 55,718人 → 58,845人
Ⅳ 本 省 費	46,499	44,120	△2,379	
合 計	173,678,471	53,235,170 (156,529,170)	△120,443,301 (△17,149,301)	※16年度予算額には、待機児童解消の緊急整備分150億(16年度限り)を含む。 ※△減額には、統合補助金化した額等を含む。 ※()書きは、「地域介護・福祉空間整備等交付金」及び「次世代育成支援対策施設整備費交付金」を含む。

2 社会福祉法人制度の見直しについて（案）

1. 公益的取組の推進

- 低所得者等サービスの利用が困難な者への配慮などの公益的取組を推進することを社会福祉法人の経営理念の一つとして明確化する。
- 公益的取組の推進のため、本来事業の地域への開放など定款に別途の記載を必要としない範囲を明確化するなど定款審査の在り方を見直す。

2. 評議員会の同意要件の見直し

（現行）

理事会が予算、決算、事業計画、定款の変更など法人の業務に関する重要事項について決定しようとする場合には、原則として、評議員会の同意を得ることとされている。

また、評議員会を設ける法人にあっては、理事や監事の選任を評議員会で行うこととしている。

（見直しの方向）

「原則として評議員会の同意を得る」ことを改め、「評議員会の意見を聴く」ことで足りることとする。

3. 理事構成の緩和

（現行）

施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えることは適当ではないとされている。

（見直しの方向）

評議員会を設置する法人にあっては地域の意見を反映できることなどから理事総数の3分の1を超えてはならないという規制を廃止する。

4. 理事長の専決権の明確化

(現行)

法人の業務の決定は理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(見直しの方向)

日常の業務としてあらかじめ理事会が定める業務は理事長が専決できることとする。

5. 運営費収入の使途の弾力化

(見直しの方向)

使途の弾力化は経営の自律性の強化、公益的取組の推進にも資することから、第三者評価の受審などチェック機能の整備された法人については、公益事業への資金移動の範囲拡大など更に弾力化を進める。

※ 「「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」(平成17年1月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)等により措置済。

6. 資産要件の緩和

(見直しの方向)

サテライト型特別養護老人ホームなどについて、一定の要件の下に土地建物について民間からの賃貸を認めるなど、安定性を大きく損なわない範囲で緩和措置を講じる。

※ 「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて(通知)」(平成16年12月13日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)により措置済。

3 「社会福祉法人の指導監督に関する調査」の概要

※ 「社会福祉法人の指導監督に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成15年7月総務省）」を受け、所轄庁における法人監査、補助金監査等の取組状況等について、厚生労働省社会・援護局が平成16年8月に行った調査の概要である。

調査1 総務省勧告を受けた法人の改善状況について

総務省勧告を受けた法人のその後の改善状況について、調査を行った。

- ・指摘を受けた法人数 130法人
- ・指摘事例数 327件（のべ数）
- ・改善済み 282件
- ・指導中 38件
- ・指導不要 7件

（主な指摘内容）

- ・理事と特殊関係にある者が制限数を超過している。
- ・理事長が専決できる事項の範囲が不明確である。
- ・理事会への理事の出席状況が低調である。
- ・随意契約を行うことができる場合の基準を超過して随意契約を行っている。
- ・監事が法人内部の者である。
- ・評議員会を設置する必要があるが、設置していない。
- ・評議員会において役員を選任していない。
- ・理事会と評議員会とが合同で開催されている。
- ・定款に役員の報酬規程がないにも関わらず、報酬を支払っている。

調査2 法人運営に関する指導基準等の法人への周知方法について

法人への指導監督基準等の周知方法について、調査を行った。

（主な周知方法）

- ・説明会や研修会を開き法人に周知した。
- ・指導基準をホームページに掲載することにより法人に周知した。
- ・独自に冊子を作成し、法人に配布した。
- ・法人監査の際に法人に周知した。

調査3 法人監査の見直し状況について

各所轄庁における法人監査の改善方法について、調査を行った。

(主な例)

- ・法人監査職員に対し研修を行うこととした。
- ・法人監査マニュアルの改訂を行った。
- ・公認会計士と契約を結び、法人の会計処理等に関する指導を強化した。
- ・監査官に定款変更業務を担当させて、知識の習得に努めることとした。
- ・監査調書や法人に作成させている調書の見直しを毎年行うこととした。
- ・法人に自主点検表を作成させ、法人自ら適正化を図ることとした。
- ・法人指導改善状況管理台帳を作成し、指導・処分に漏れがないようにすることとした。
- ・継続的な指導を行うため、過去の監査状況を把握できるようにした。
- ・法人への指摘事項については2ヶ月後に改善状況の報告を求めることとした。
- ・指導監査結果をホームページで公表することとした。
- ・各法人ごとに指導改善状況を逐一記録していく電子ファイル様式を作成し、指導に漏れが生じないようにした。
- ・指導監査における指摘状況をデータベース化し、庁内 LAN により指導監査担当職員間で情報の共有化を図ることとした。
- ・同一法人に対する同一の指摘を減らすことを目標として取り組むこととした。

調査4 指導・処分に従わない法人に対する是正指導状況及び法人の改善状況

平成13～15年度における問題事例に対し、平成16年7月までに行った社会福祉法第56条の適用状況について、調査を行った。

- | | |
|---------------------|-----|
| ・第2項（措置命令）を適用した件数 | 26件 |
| ・第3項（役員解職勧告）を適用した件数 | 4件 |
| ・第4項（解散命令）を適用した件数 | 1件 |

(措置命令の主な内容)

- ・勤務実績のない理事への高額な役員報酬の停止すること。
- ・不適切な支出を返還すること。
- ・施設長が着服した資金の返済を確実に行わせること。
- ・特定の役員による専横的な法人運営を排除し、内部牽制機能を確保すること。
- ・会計処理に関する書類を提出すること。
- ・基本財産の権利関係を明確にし、法人として必要な財産を確保すること。
- ・欠員となっている役員を補充すること。
- ・理事会議事録の虚偽記載を改めること。

調査5 補助事業の採択に当たっての審査の取組状況

所轄庁が補助事業の採択の際に行っている審査の取組状況について、調査を行った。

(主な取組例)

- ・外部の福祉関係有識者で構成される会議に諮ることとした。
- ・各施設種別ごとの審査基準の明確化、優先的選定要件の設定などを行った。

調査6 補助金監査における指摘状況

平成13～15年度における補助金監査において判明した不適切事例について、調査を行った。

- ・判明した不適切事例 12件

(主な例)

- ・補助事業で購入した車両を外部に貸与していた。
- ・入札を行うべきところ、行っていなかった。
- ・工事費を水増し請求した虚偽の契約書を作成して整備補助金を不正に受給した。
- ・補助事業で整備した医務室、図書室、霊安室等が補助申請時の用途で使用されていないなかった。

調査7 寄附金等に関する不適切事例

平成13～15年度における補助事業に係る契約の相手方から寄附金等の資金提供を受けている不適切事例について、調査を行った。

- ・判明した不適切事例 7件

4 都道府県・市別社会福祉法人数

(1) 都道府県

(平成16年3月31日現在)

番号	都道府県名	総数	社会福祉協議会				社会福祉 事業団	共同募金会	その他 一般法人	厚生労働大臣 所管法人 (再掲)	地方厚生局長 所管法人 (再掲)
			全国	都道府県	市区町村	計					
1	北海道	622	0	1	210	211	6	1	404	1	0
2	青森県	520	0	1	67	68	2	1	449	0	1
3	岩手県	310	0	1	58	59	3	1	247	0	0
4	宮城県	166	0	1	68	69	2	1	94	1	1
5	秋田県	180	0	1	68	69	3	1	107	0	0
6	山形県	208	0	1	44	45	2	1	160	1	0
7	福島県	212	0	1	88	89	1	1	121	0	1
8	茨城県	459	0	1	83	84	4	1	370	1	2
9	栃木県	234	0	1	47	48	2	1	183	0	0
10	群馬県	461	0	1	69	70	2	1	388	0	0
11	埼玉県	562	0	1	87	88	7	1	466	2	7
12	千葉県	434	0	1	77	78	3	1	352	0	3
13	東京都	936	1	1	60	62	16	2	856	45	26
14	神奈川県	310	0	1	33	34	3	1	272	3	5
15	新潟県	357	0	1	100	101	0	1	255	0	0
16	富山県	158	0	1	33	34	1	1	122	0	0
17	石川県	174	0	1	38	39	1	1	133	0	0
18	福井県	210	0	1	34	35	2	1	172	0	0
19	山梨県	222	0	1	56	57	3	1	161	0	0
20	長野県	290	0	1	114	115	1	1	173	2	2
21	岐阜県	259	0	1	77	78	4	1	176	0	0
22	静岡県	292	0	1	67	68	1	1	222	5	0
23	愛知県	335	0	1	83	84	8	1	242	3	4
24	三重県	297	0	1	66	67	2	1	227	0	0
25	滋賀県	240	0	1	50	51	2	1	186	0	1
26	京都府	207	0	1	43	44	1	1	161	2	4
27	大阪府	633	0	1	42	43	4	1	585	6	8
28	兵庫県	534	0	1	86	87	6	1	440	4	2
29	奈良県	168	0	1	46	47	2	1	118	0	1
30	和歌山県	154	0	1	49	50	3	1	100	0	1
31	鳥取県	115	0	1	39	40	1	1	73	0	0
32	島根県	255	0	1	60	61	2	1	191	0	1
33	岡山県	238	0	1	76	77	4	1	156	1	1
34	広島県	293	0	1	72	73	1	1	218	2	0
35	山口県	309	0	1	53	54	6	1	248	0	0
36	徳島県	178	0	1	50	51	1	1	125	1	1
37	香川県	150	0	1	36	37	2	1	110	0	1
38	愛媛県	198	0	1	67	68	1	1	128	0	0
39	高知県	129	0	1	52	53	0	1	75	2	0
40	福岡県	681	0	1	94	95	1	1	584	0	2
41	佐賀県	243	0	1	49	50	0	1	192	1	2
42	長崎県	432	0	1	70	71	2	1	358	1	0
43	熊本県	509	0	1	86	87	6	1	415	0	0
44	大分県	260	0	1	57	58	1	1	200	2	1
45	宮崎県	291	0	1	43	44	2	1	244	0	1
46	鹿児島県	500	0	1	93	94	2	1	403	0	0
47	沖縄県	315	0	1	52	53	1	1	260	0	0
全47県合計		15,240	1	47	3,092	3,140	130	48	11,922	86	79

(2) 指定都市

(平成16年3月31日現在)

番号	指定都市名	総数	社会福祉協議会				社会福祉 事業団	共同募金会	その他の 一般法人	厚生労働大臣 所管法人 (再掲)	地方厚生局長 所管法人 (再掲)
			全国	指定都市	市区町村	計					
48	札幌市	159	0	1	10	11	1	0	147	0	0
49	仙台市	65	0	1	1	2	0	0	63	0	0
50	さいたま市	48	0	0	1	1	1	0	46	0	0
51	千葉市	61	0	1	0	1	1	0	59	0	0
52	横浜市	207	0	1	18	19	0	0	188	0	0
53	川崎市	41	0	1	7	8	1	0	32	0	0
54	名古屋市	156	0	0	17	17	1	0	138	0	0
55	京都市	208	0	1	11	12	0	0	196	0	0
56	大阪市	224	0	1	24	25	0	0	199	0	0
57	神戸市	137	0	1	9	10	0	0	127	0	0
58	広島市	83	0	1	8	9	1	0	73	0	0
59	北九州市	147	0	1	7	8	1	0	138	0	0
60	福岡市	180	0	1	7	8	1	0	171	0	0
全13市合計		1,716	0	11	120	131	8	0	1,577	0	0

(3) 中核市

(平成16年3月31日現在)

番号	中核市名	総数	社会福祉協議会				社会福祉 事業団	共同募金会	その他の 一般法人	厚生労働大臣 所管法人 (再掲)	地方厚生局長 所管法人 (再掲)
			全国	都道府県・ 指定都市	市区町村	計					
61	旭川市	49	0	0	1	1	0	0	48	0	0
62	秋田市	51	0	0	1	1	0	0	50	0	0
63	郡山市	17	0	0	1	1	1	0	15	0	0
64	いわき市	38	0	0	1	1	0	0	37	0	0
65	川越市	25	0	0	1	1	0	0	24	0	0
66	宇都宮市	60	0	0	1	1	0	0	59	0	0
67	船橋市	31	0	0	1	1	0	0	30	0	0
68	横須賀市	33	0	0	1	1	1	0	31	0	0
69	相模原市	48	0	0	1	1	1	0	46	0	0
70	新潟市	70	0	0	1	1	0	0	69	0	0
71	富山市	31	0	0	1	1	1	0	29	0	0
72	金沢市	108	0	0	1	1	0	0	107	0	0
73	長野市	48	0	0	1	1	0	0	47	0	0
74	岐阜市	30	0	0	1	1	1	0	28	0	0
75	静岡市	68	0	0	1	1	1	0	66	0	0
76	浜松市	54	0	0	1	1	0	0	53	0	0
77	豊橋市	34	0	0	1	1	0	0	33	0	0
78	岡崎市	28	0	0	1	1	1	0	26	0	0
79	豊田市	14	0	0	1	1	1	0	12	0	0
80	堺市	86	0	0	1	1	1	0	84	0	0
81	高槻市	28	0	0	1	1	1	0	26	0	0
82	姫路市	66	0	0	1	1	1	0	64	0	0
83	奈良市	29	0	0	1	1	0	0	28	0	0
84	和歌山市	59	0	0	1	1	0	0	58	0	0
85	岡山市	74	0	0	1	1	0	0	73	0	0
86	倉敷市	67	0	0	1	1	1	0	65	0	0
87	福山市	69	0	0	1	1	0	0	68	0	0
88	高松市	35	0	0	1	1	0	0	34	0	0
89	松山市	39	0	0	1	1	1	0	37	0	0
90	高知市	42	0	0	1	1	0	0	41	0	0
91	長崎市	78	0	0	1	1	1	0	76	0	0
92	熊本市	120	0	0	1	1	1	0	118	0	0
93	大分市	62	0	0	1	1	0	0	61	0	0
94	宮崎市	76	0	0	1	1	1	0	74	0	0
95	鹿児島市	77	0	0	1	1	0	0	76	0	0
全35市合計		1,844	0	0	35	35	16	0	1,793	0	0

全95県市合計	18,800	1	58	3,247	3,306	154	48	15,292	86	79
---------	--------	---	----	-------	-------	-----	----	--------	----	----